６５歳超雇用推進助成金

高年齢者の雇用の安定に資する措置を講じる事業主の方に、国の予算の範囲において、以下の助成金を支給しています。

65歳超継続雇用促進コース

就業規則等により65歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上までの継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を規定し、当該就業規則の改定等について専門家等に委託し経費を支出したことなど一定の要件に当てはまる事業主に、対象被保険者数、定年年齢を引上げる年数等に応じて、以下の額を支給します。

・定年の引上げ又は定年の廃止、継続雇用制度の導入

措置内容 / 対象被保険者数	65歳への定年引上げ	66～69歳への定年の引上げ		70歳以上への定年の引上げ(注)	定年の定めの廃止(注)	66～69歳への継続雇用の引上げ	70歳以上への継続雇用の引上げ(注)
		5歳未満	5歳以上				
1～3人	15万円	20万円	30万円	30万円	40万円	15万円	30万円
4～6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円	25万円	50万円
7～9人	25万円	30万円	85万円	85万円	120万円	40万円	80万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円	160万円	60万円	100万円

・他社による継続雇用制度の導入

措置内容	66～69歳への継続雇用の引上げ	70歳以上への継続雇用の引上げ(注)
支給上限額	１０万円	１５万円

※　令和３年３月31日までに支給申請を行い70歳未満の取組みにより本コースを受給した事業主が、新たに70歳以上の措置を導入した場合は、上記助成額から既受給額を差し引いた額を助成します。
※　複数の取組みを実施した場合であっても支給額はいずれか高い額のみとなります。
（注）旧定年年齢、旧継続雇用年齢、他の事業主における旧継続雇用年齢が７０歳未満の場合に支給します。

高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

認定された雇用管理整備計画に基づき高年齢者雇用管理整備措置を実施した場合の、当該措置の実施に必要な専門家への委託費等及び当該措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウエア等の導入に要した経費を支給対象経費（注）とし、支給対象経費に60%（中小企業事業主以外は45%）を乗じた額を支給します。

高年齢者雇用管理整備措置の種類	支給対象経費
イ　高年齢者に係る賃金・人事処遇制度の導入・改善	○　高年齢者の雇用管理制度の導入等（労働協約又は就業規則の作成・変更）に必要な専門家等に対する委託費、コンサルタントとの相談に要した経費 ○　上記の経費の他、左欄の措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウエア等の導入に要した経費（計画実施期間内の６か月分を上限とする賃借料またはリース料を含む）
ロ　労働時間制度の導入・改善	
ハ　在宅勤務制度の導入・改善	
ニ　研修制度の導入・改善 ※	
ホ　専門職制度の導入・改善	
ヘ　健康管理制度の導入	
ト　その他の雇用管理制度の導入・改善	

※高齢期における職業生活設計のために必要な情報の提供や助言を行う研修を含む。
（注）その経費が50万円を超える場合は50万円とします。なお、企業単位で初回に限り、経費の額にかかわらず、当該措置の実施に50万円の費用を要したものとみなします。

高年齢者無期雇用転換コース

認定された無期雇用転換計画に基づき50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、対象労働者１人につき30万円（中小企業事業主以外は23万円）を支給します。

また、対象労働者は、１支給年度(４月～翌年３月まで)１適用事業所あたり10人までとなります。

※　助成金の受給のためには、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第８条又は第９条第１項の規定に違反していないことなど、一定の要件を満たす必要があります。
詳細な要件につきましては各助成金の「支給申請の手引き」をご確認くださいますようお願いします。

らしく、はたらく、ともに
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
沖縄支部　098-941-3301